

校外生活のみまりについて（小学校）

平成 25 年（2013 年）11 月 15 日改訂

宇部市児童生徒健全育成協議会

1. 校外生活の安全について

（1）交通事故防止について

- * 正しく歩行し、飛び出しなどはぜったいにしないこと。
- * 道路上では遊ばないこと。（ローラースケート・ボール遊びなど。）
- * 自転車に乗る時はみまりを守り、二人乗りや並進をしないこと。
- * 周りが暗いときは、無灯火で自転車に乗らないこと。
- * いつも自転車の安全点検をしておくこと。
- * 自転車に乗る時はヘルメットを着用すること。
- * 交通事故にあった場合は、大小にかかわらず早く学校に届けること。

（2）遊びによる事故防止

- * 花火での遊びは、保護者といっしょに安全な場所ですること。
- * 鉄道線路に立ち入ったり、線路際で遊んだりしないこと。
- * たこあげは安全な場所ですること。
- * 危険な玩具（エアガン・ライターなど）で遊ばないこと。
- * 海や川、池、プールは保護者同伴で行き、安全に気をつけて遊ぶこと。（魚釣りも保護者同伴で行うこと。）
- * 火遊びはしないこと。
- * 子どもだけで物の売買やお金の貸し借り、あげたりもらったりをしないこと。

2. 問題行動の防止について

（1）外出について

- * 原則として朝9時までは遊びのための外出をしないこと。
- * 夕方の帰宅時刻は3月～9月は午後6時まで、10月～2月は午後5時までとする。
- * 上記時刻以後の外出は、原則として保護者同伴であること。
- * 原則として大人がいない家には上がらないこと。
- * 校区外への外出は、原則として保護者同伴であること。（学校によっては「図書館に行く」「調べ学習に行く」など、学習のために校区外へ出ることは許可してもよい。）

（2）遊技場の出入りについて

- * 原則として、飲食店の出入りは保護者同伴であること。
- * 映画や興行物の観覧、ゴルフ場、ボウリング場、ビリヤード場、カラオケボックス、ゲーム場、インターネットカフェへの出入りは保護者同伴であること。

- * オートレース。ボートレース、パチンコ、競輪、競馬、場外馬券及び風俗営業などの場所への出入りは、たとえ保護者同伴であってもしないこと。
 - * 用事もないのに店に行かないこと。(万引きをしない。)
- (3) インターネットや携帯電話の使用について
- * インターネットや携帯電話は、保護者とよく相談して約束を決めてから使うこと。(人の悪口や人が嫌な気持ちになる言葉などは書き込まないこと。)
 - * 原則として、夜9時以降はケータイやスマホ、ゲーム、パソコン等は使わない。

3. 被害防止について(暴力・たかり・誘拐・痴漢など)

- * 決められた通学路を通過して登下校すること。
 - * 人通りの少ない場所では遊ばないこと。また、複数で行動すること。
 - * 一人で留守番するときは、訪問者や不審電話の対応に気をつけること。
 - * 服装にも留意すること。(派手すぎたり、肌の露出が多かったりしないように。)
 - * 被害にあったり、あいそうになったりしたら、すぐ警察(110番)に電話すること、あわせて学校に連絡すること。
 - * 見知らぬ人から声をかけられても誘いにのらないこと。
 - * 道案内の時は絶対に車に同乗しないこと。
 - * 「いかのおすし」を守ること。
 - (いか…ついて行かない、の…乗らない、お…大声で叫ぶ、す…すぐ逃げる、し…知らせる)
- ※「原則として」とあるのは、児童の実態に合わせて学校で決定するもの、または、家庭の事情(塾やスポ少)により保護者が責任を持って指導する場合に許可されるものとする。